

# 大崎市宅地かさ上げ等事業費補助金交付要綱

## 目的

大崎市立地適正化計画に定める居住誘導区域内において、浸水被害を軽減するため住宅のかさ上げ等に対して補助金の交付を行い、さらに安全・安心な暮らしの確保を目指す。

## 補助対象者

- (1) 住家の所有者であること。
- (2) 市税を完納していること。
- (3) 同一の建築物等を対象として、この要綱に基づく補助金の交付を受けた者でないこと。

## 補助対象事業等

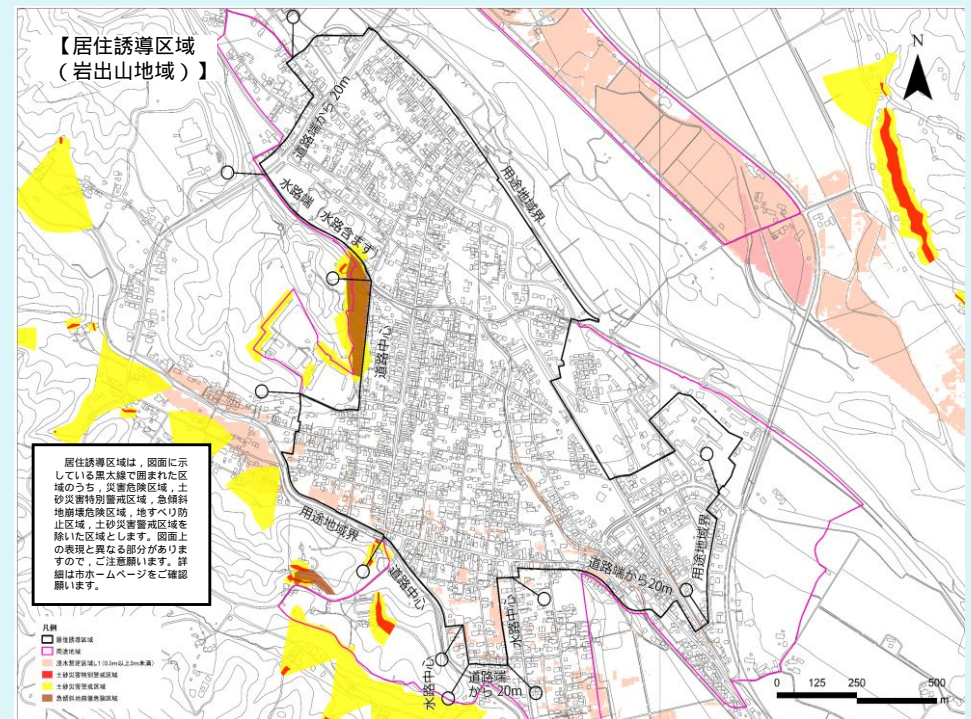
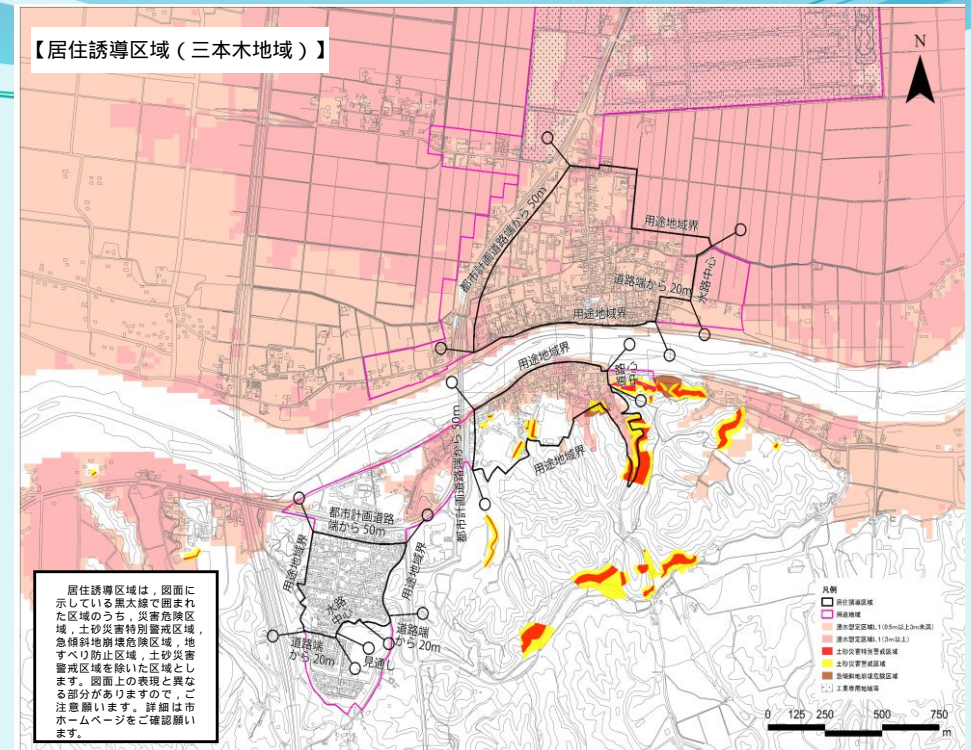
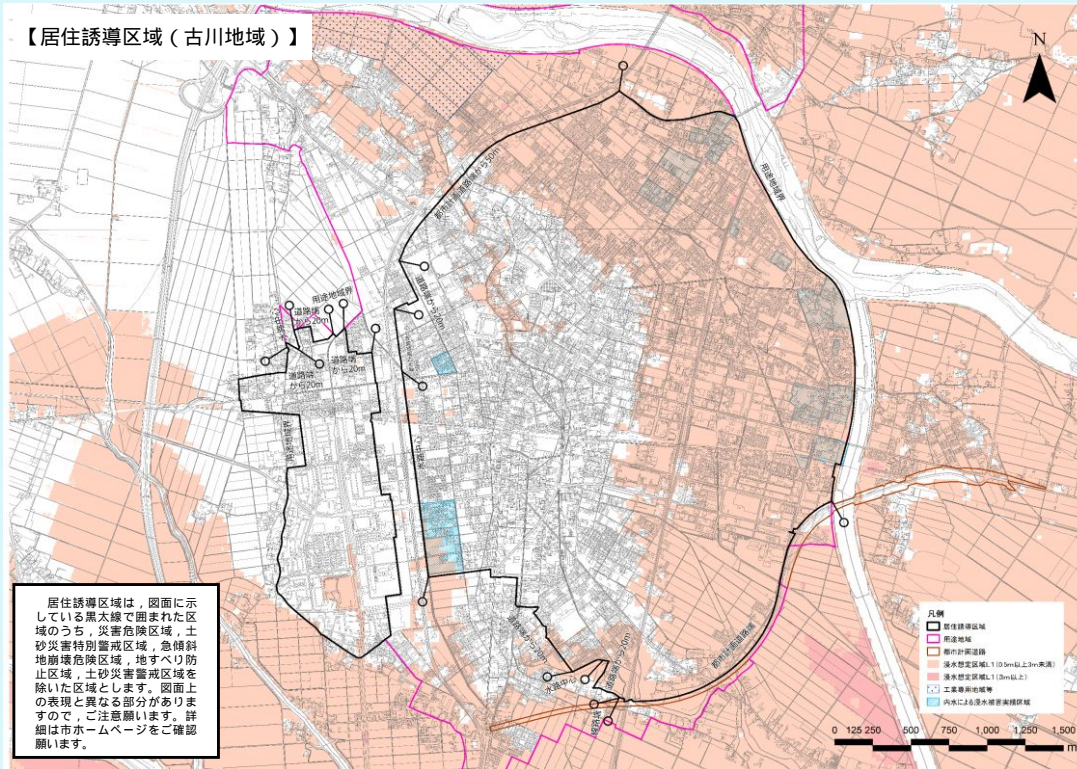
- (1) 過去に内水氾濫による床下床上浸水の被害を受けた実績のある住家
- (2) 水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条第4項に規定する浸水した場合に想定される水深が3メートルを超える区域にある住家。

## 補助対象行為

区分	内容
宅地の盛土	宅地に50センチメートル以上の盛土をすること。
住家の建物の基礎のかさ上げ	既存住家の建物の基礎を50センチメートル以上のかさ上げをすること。

補助対象経費	補助率及び限度額
住家の建物の建替えにおける当該宅地のかさ上げ及び建物基礎のかさ上げ工事に要する経費	経費の2分の1とし、100万円を限度に交付する。
既存住家の建物の盛土及び基礎のかさ上げ工事に要する経費	

# 居住誘導区域



災害危険区域，土砂災害特別警戒区域，急傾斜地崩壊危険区域，地すべり防止区域，土砂災害警戒区域は居住誘導区域から除外されます。